

議案第 87 号

多可町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例の制定について

多可町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条
例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第
67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
条例第 号

多可町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年多可町条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第1項を次のように改める。

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第19項の改正規定（同項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は平成28年1月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第19項の改正規定(同項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。)は平成28年1月1日から施行する。</p>